

(別紙2)

安全協定第10条で規定する異常事象

●島根原子力発電所構内（放射線管理区域外）における車両火災について

6月6日10時35分頃、作業員が構内駐車中の散水車に搭載している給排水用ポンプ付近から煙を確認。直ちに消火するとともに、消防署へ通報。

12時10分、消防署による現場確認の結果「車両火災」と判断。この火災による負傷者はなく、外部への放射能の影響はない。

(中国電力株公表済)

原因及び再発防止対策については中国電力（株）がとりまとめ中。

《県の対応》

6月6日14時30分、島根原子力発電所構内において、松江市と合同で立入調査を実施

- ①中国電力（株）から事象の経過、対応状況等の説明を受けた後、現場状況を確認
- ②発電所内の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を検視し、平常の値であり環境へ影響がないことを確認
- ③中国電力（株）に対し、原因究明と再発防止について口頭にて申し入れ